

日本で生活するときは、役所でいろいろな手続き(住民登録、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、印鑑登録、国民健康保険、税金など)が必要です。あなたが住んでいる市区町村の役所でほとんどの手続きができます。これらの手続きをするといろいろなものをもらうことができます。

■ 住所<住む 場所>の 手続き、引っ越したときの 手続き

住所<住む 場所>を役所におしえてください。日本人とおなじように、外国人も住民票<住所を証明する 紙>をもらうことができます。

◇新しく 日本へ きた人

日本へ入ったとき、空港などで在留カードをもらった人は(*)は、住所がきまってから14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもって行ってください。

(*)パスポートに「在留カードを後日 交付する<あとで わたす>」と書かれた人は、パスポートをもって行ってください。

◇引っ越した人

中長期在留者の人で日本のなかで住所が変わったときは、引っ越した日から14日以内に、役所で手続きをしてください。在留カードをもって行ってください。

■ マイナンバー制度

住民票がある外国人(中長期在留者、特別永住者など)は、日本人とおなじように役所からマイナンバーという番号をもらいます。マイナンバーは12この数字です。1人に1つ番号があります。この番号は、保険、年金、税金の手続きや、地震などのとき、生きているかどうか知るために使います。

(マイナンバー について)

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

■ 結婚をしたとき[婚姻届]

日本で結婚する場合、日本人は住んでいるところの役所に戸籍謄本を出してください。

外国人は下書いてあるものを出してください。外国語の場合は、日本語の翻訳も必要です。

自分の国の大使館か領事館で手続きするときは、婚姻届受理証明書を出してください。役所でもらえます。在留や住所について変わることがある場合も、手続きが必要です。

詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ①婚姻届出書(市区町村の役所にあります。)
- ②婚姻要件具備証明書(今、ほかの人と結婚していないということを書いた紙です。自分の国の政府が作ったものです。戸籍がある国の人は、戸籍謄本のことです。)
- ・日本にある大使館か領事館でつくってもらいます。
 - ・日本語以外のことばでかかっている場合は、日本語の翻訳がいります。翻訳した人の名前が必要で。

③パスポート

ひつよう
必要なものについては、市区町村の役所にきいてください。

■ 離婚<夫・妻と別れる>をしたとき〔離婚届〕

どちらかが日本人の場合、夫と妻の両方が別れたいと思ったら、話し合ってから離婚することができます。住んでいるところの役所に下に書いてあるものを出してください。

夫と妻の両方が外国人の場合は、離婚ができません。詳しいことは、両方の国の大使館か領事館と、今住んでいるところの役所にきいてください。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ①離婚届
- ②日本人配偶者<夫や妻>の戸籍謄本
- ③日本人配偶者の住民票
- ④パスポート

ひつよう
必要なものについては、市区町村の役所にきいてください。

■ おなかに赤ちゃんができたとき〔母子健康手帳〕

おなかに赤ちゃんができたときは、役所に妊娠届<赤ちゃんができましたというしらせ>を出してください。「母子健康手帳」をもらうことができます。子どもの予防接種<病気をふせぐ注射>や健康診査<体重や検査の結果>などのことをかくノートです。(→33ページ)

詳しいことは、市区町村の役所にきいてください。

■ 子どもが生まれたとき〔出生届〕

◇国籍

親のどちらかが日本人で、結婚の届を役所にしている人の子どもは、日本国籍をとることができます。日本以外の国籍も両方とる人は、22歳までにどちらかの国籍をえらんでください。

親が2人とも外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍をとることができません。親の国の法律をみてください。

◇生まれたときの 手続き

- ① 子どもが生まれてから14日以内に、生まれたところの役所の住民課に出生届を出してください。出生届の紙は、役所にもありますが、ふつう、子どもが生まれた病院でもらえます。
- ・出生届といっしょに、役所に母子健康手帳をもって行ってください。出生届出済証明<役所の印鑑>がもらえます。子どもがいる人がもらえるお金があります。子どもが病院へいくときにかかるお金や、児童手当<子どもを育てるときにかかるお金>、出産育児一時金<子どもが生まれたときにもらえるお金>(国民健康保険に はいつている人だけ)などです。この手続きも市区町村の役所で いっしょに します。
- ② 自分の国の大使館か領事館に出生届を出してください。子どものパスポートをつくってもらうことができます。
- ③ 日本で生まれた子どもが、60日以上日本に いる場合は、在留資格の取得許可申請が必要です。子どもが生まれてから30日以内に 住んでいるところの出入国在留管理局へ 行ってください。(→25 ページ 生まれた子どもの 在留資格をとるを みてください)

■ 子どもを育てるときのお金〔児童手当〕

子どもを育てている人は、子どもが中学校を出るまで、児童手当をもらうことができます。子ども1人で、毎月1万円です。3歳になるまえの子どもと、3人目からの子どもが小学生までのあいだは、1万5千円(2012年4月から)です。

このお金をもらうには、住んでいるところの役所で手続きが必要です。詳しいことは、役所にきいてください。

■ 死んだとき〔死亡届〕

人が死んだときは、7日以内に 住んでいるところの役所で死亡届を出してください。医者が検死官<死んだ人のことをしらべる人>が つくった死亡診断書をもって行ってください。自分の国の大使館か領事館にも 知らせてください。死んだ人の 在留カードは 出入国在留管理局へ かえてください。

■ 自動車、土地、家を買うとき、契約<買うときや かりるとき>の 約束をするとき〔印鑑登録〕

日本では、印鑑をよく使います。「ハンコ」ともいいます。サイン<名前を書くこと>と同じ意味があります。住んでいるところの役所で印鑑登録の手続きをした印鑑を「実印」といいます。

印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」をもらうことができます。

自動車、土地、家を買うときや、ものを買ったり売ったりする契約のとき、実印や印鑑登録証明書が必要で、印鑑登録証明書は、住んでいるところの役所で つくってもらうことができます。印鑑

とうろくしよ
登録証を もって行って ください。

ざいりゆう てつづ ■ 在留の 手続き

にほん せいかつ しゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく ざいりゆう てつづ ひつよう
日本で 生活するときは、出入国在留管理局で 在留の 手続きが 必要です。
しゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく じようりくきよ かしよういん じようりくきよ かしよういん ざいりゆうし かく
出入国在留管理局では、パスポートに 上陸許可証印を つけます。上陸許可証印には、「在留資格」
(にほんでできること)と、ざいりゆうきかん (いつまで にほんに いることが できるか)が 書いてあります。
ざいりゆうし かく か ざいりゆうきかん にほん にほん しゆつにゆうこくざいりゆう
在留資格に 書いていないことをするときや、在留期間を すぎて 日本に いたいときは、出入国在留
かんりきよく てつづ にほん
管理局で 手続きして ください。この 手続きをしないと、日本に いられなくなることが あります。

にゆうこく ざいりゆうし かく くわ しゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよく した がいこくじんざいりゆうし えん
入国・在留資格について 詳しいことは、出入国在留管理局 (→24 ページ)か、下の 「外国人在留支援
センター」や、「外国人在留総合インフォメーションセンター」にきいて ください。

がいこくじんざいりゆうし えん ◇外国人在留支援センター(FRESC)

げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1四谷タワー13階

でんわ
電話 0570-011000

でんわ
電話 03-5363-3013 (IP、外国から)

えいご ちゆうごくご かんこくご べいしやご たいご こんどねしあご ね
英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネ
パール語

センターの なか ある やくしよ
役所

しゆつにゆうこくざいりゆうかんりちよう
出入国在留管理庁

がいこくじん す まち たす
…外国人が 住んでいる 町を 助ける ところ

しゆつにゆうこくざいりゆうかんりちよう しよるい じようほう かいじせいきゆう じようほう み
…出入国在留管理庁に ある 書類や 情報の 開示請求<情報が 見られるように たのむ>が
できる ところ

とうきようしゆつにゆうこくざいりゆうかんりきよくよつやぶんちようしや
東京出入国在留管理局四谷分庁舎(→22 ページ)

にほん す がいこくじん がいこくじん はたら かいしや ひと そうだん
…日本に 住んでいる 外国人や、外国人と 働きたい 会社の 人が相談する ところ

とうきようほうむきよくじんけんようごぶ
東京法務局人権擁護部

さべつ う がいこくじん そうだん
…差別を 受けた 外国人が 相談できる ところ

ほう
法テラス

ほうりつ そうだん
…法律の 相談が できる ところ

とうきようろうどうきよがいこくじんとくべつそうだん しえんしつ
東京労働局外国人特別相談・支援室

しごと こま がいこくじん たす
…仕事で 困っている 外国人を 助ける ところ

とうきようがいこくじんこよう
東京外国人雇用・サービスセンター

こうど がいこくじんがい せんもん ちしき ぎじゆつ も がいこくじん しごと さが たす
…高度外国人材<専門の 知識や 技術を 持つ 外国人>が 仕事を 探すとき 助ける ところ

がいむしょう
外務省ビザ・インフォメーション

…ビザについて 相談できる ところ

にほんばうえきしんこうきこう
日本貿易振興機構(ジェトロ)

…高度外国人材と 仕事がしたい 会社を 助ける ところ

がいこくじんざいりゅうそうごう
◇外国人留総合インフォメーションセンター

げつようび きんようび ごぜんじ ふん ごごじ ふん
(月曜日から 金曜日の 午前8時30分から 午後5時15分まで)

とうきょう
東京

〒108-8255 とうきょうとみなとくこうなん しゅつにゆうこくざいりゅうかん りきよくない
東京都港区港南5-5-30 出入国在留管理局内

でんわ
電話 0570-013904

でんわ
電話 03-5796-7112 (IP、外国から)

メール info-tokyo@i-moj.go.jp

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきよくよつやぶんちようしゃ
◇東京出入国在留管理局四谷分庁舎

げつようび きんようび ごぜんじ ごごじ
(月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後5時まで)

そうだん い まえ でんわ よやく
相談に 行く前に 電話か ホームページで 予約して ください。

よやくせんようでんわ げんご えら
予約専用電話: 03-5363-3025 (18言語から選ぶことができます。)

よやくせんよう
予約専用フォーム:

にほんご
日本語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

えいご
英語: <https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

えいご ちゅうごくご かんこくご ぽるとがると、すぺいんご、たがログご、べトナムご、たいご、いんどネシアご、ネ
パールご

がいこくじんそうごうそうだんしえん がいこくじん そうだん
◇外国人総合相談支援センター<外国人が 相談できる場所>

しんじゆく
新宿

〒160-0021 とうきょうとしんじゆくかぶらぎきちよう とうきょうとけんこう
東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康センター「ハイジア」11階

しんじゆくたぶんかきようせい
新宿多文化共生プラザ内

TEL 03-3202-5535

えいご ちゅうごくご げつようび きんようび まいつきだい すいようび だい すいようび やす
英語、中国語: 月曜日から 金曜日 (毎月第2水曜日と 第4水曜日は 休み)

ぽるとがると、すぺいんご げつようび かようび すいようび
ポルトガル語、スペイン語: 月曜日、火曜日、水曜日

たがログご きんようび
タガログ語: 金曜日

いんどネシアご かようび
インドネシア語: 火曜日

べトナムご げつようび すいようび
ベトナム語: 月曜日、水曜日

ざいりゅうしかく しゅるい ざいりゅうきかん
在留資格の種類と在留期間

A. 活動(何をするか)で きまる 在留資格

1. 働くことができる

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
がいこう 外交	がいこう しごと 外交の 仕事を する あいだ
こうよう 公用	ねん ねん ねん 3 か月、30 日か 15 日 5年、3年、1年、3 か月、30日か 15日
きょうじゅ 教授	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
げいじゆつ 芸術	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
しゅうきやう 宗教	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
ほうどう 報道	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
こうど せんもんしよく 高度専門職	ごうは ねん ごうは おわる ひが ありません 1号は 5年、2号は おわる ひが ありません
けいえい かんり 経営・管理	ねん ねん ねん 6 か月、4 か月か 3 か月 5年、3年、1年、6 か月、4 か月か 3 か月
ほうりつ かいけいぎやうむ 法律・会計業務	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
いりやう 医療	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
けんきゆう 研究	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
きやういく 教育	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎやうむ 技術・人文知識・国際業務	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
きぎやうないてんきん 企業内転勤	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
かいご 介護	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
こうぎやう 興業	ねん ねん ねん 6 か月、3 か月か 15 日 5年、3年、1年、6 か月、3 か月か 15日
ぎのう 技能	ねん ねん ねん 3 か月 5年、3年、1年か 3 か月
ぎのうじっしゅう 技能実習	ほうむだいじん き 法務大臣が 決めた あいだ
とくていぎのう 特定技能	1号:1年。6 か月か 4 か月ごとの 更新<長くする>。あわせて 5年まで。 2号:3年、1年、6 か月

2. 働くことができない

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
ぶんかかつどう 文化活動	3年、1年、6か月か 3か月
たんきたいざい 短期滞在	90日、30日か 15日
りゅうがく 留学	法務大臣が 決めた あいだ (4年3か月まで)
けんしゅう 研修	1年、6か月か 3か月
かぞくたいざい 家族滞在	法務大臣が 決めた あいだ (5年まで)

3. 何をすることで働くことができるか きまる

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
とくていかつどう 特定活動	5年、3年、1年、6か月、3か月か 法務大臣が 決めた あいだ。 5年まで。

B. 日本に長くいる人の在留資格

ざいりゅうしかく 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間
えいじゅうしゃ 永住者	終わる 日は ありません
にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等	5年、3年、1年か 6か月
えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等	5年、3年、1年か 6か月
ていじゅうしゃ 定住者	5年、3年、1年、6か月か 法務大臣が 決めた あいだ。5年ま で。

◆出入国在留管理局

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく
・東京出入国在留管理局
 とうきょうとみなとくこうなん
 東京都港区港南5-5-30
 でんわ
 電話: 0570-034259

03-5796-7234 (IP, 外国から)

いき方: JR品川駅東口の ⑧番乗り場から バスに のります。「品川埠頭循環」か「東京入管 出入国在留管理局前折り返し」へ いく バスです。「東京出入国在留管理局前」で おります。
 または、東京モノレールか りんかい線 (埼京線と つながっています) の 「天王洲アイル駅」
 から 15分 あるきます。

じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ
 時間: 月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後4時まで

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく ちばしゅつちようじよ
東京出入国在留管理局 千葉出張所

ちばしちゅうおうくちばみなと ちばちゅうおう
 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター内

でんわ
 電話:043-242-6597

いき方:JR 総武線 千葉駅で 千葉都市モノレールに のりかえて ください。「市役所前」駅から 2分
 あるきます。

または、JR 京葉線の「千葉みなと」駅から 10分 あるきます。

時間:月曜日から 金曜日の 午前9時から 午後3時まで

ざいりゅうきかん こうしん なが
◇在留期間の 更新<長くする>

ざいりゅうきかん なが ばあい す しゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく こうしん てつづ
 在留期間を 長くしたい 場合は、住んでいる ところの ちかくの 出入国在留管理局で 更新の 手続
 きを してください。在留期間が おわる まえに 手続きを してください。在留期間が 6 か月以上 あ
 る 場合は、在留期間が おわる 3 か月くらい まえから 手続きをすることが できます。

ひつよう
 [必要なもの]

- ① ざいりゅうきかんこうしんきょかきんせいしよ
在留期間更新許可申請書
 - ② きそく かつどうないよう
規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ ざいりゅうしかくしよめいしよ
パスポート または 在留資格証明書
 - ④ ざいりゅう がいこくじんとうろくしよめいしよ
在留カード または 外国人登録証明書
- てつづ かね えん しゅつにゅういんし か
 手続きに かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はらいます)

ざいりゅうしかく へんこう か
◇在留資格の 変更<変える>

いま ざいりゅうしかく ばあい ざいりゅうしかくへんこう てつづ ひつよう
 今の 在留資格と ちがうことを したい場合は、在留資格変更の 手続きが 必要です。

ひつよう
 [必要なもの]

- ① ざいりゅうしかくへんこうきょかきんせいしよ
在留資格変更許可申請書
 - ② きそく かつどうないよう
規則で きまっているもの(活動内容で ちがいます)
 - ③ ざいりゅうしかくしよめいしよ
パスポート または 在留資格証明書
 - ④ ざいりゅう がいこくじんとうろくしよめいしよ
在留カード または 外国人登録証明書
- てつづ かね えん しゅつにゅういんし か
 手続きに かかる お金は 4,000円(収入印紙を 買って はらいます)

う こ ざいりゅうしかく
◇生まれた 子どもの 在留資格を とる

にほん う こ にちいじょう にほん ばあい りょうしん かぞく す
 日本で 生まれた 子どもが 60日以上 日本に いる 場合は、両親が 家族が、住んでいる ところの
 ちかくの しゅつにゅうこくざいりゅうかんにきょく ざいりゅうしかく しゅとくきょか てつづ う
 ちかくの 出入国在留管理局で 在留資格の 取得許可の 手続きをして ください。生まれてから 30
 にちいない てつづ
 日以内に 手続きをして ください。

ざいりゅうしかく しゅとくきょか てつづ しゅとくきょか やくしょ しゅつしよとどけ だ
 在留資格の 取得許可の 手続きをする まえに、市区町村の 役所に 出生届を 出して ください。

にほん じぶん くに たいしかん りょうじかん しゅつしよとどけ だ ひつよう
 日本にある 自分の 国の 大使館や 領事館にも 出生届を 出して、パスポートを もらうことが必要

です。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 在留資格取得許可申請書
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせいしよ
- ② 出生証明書<生まれたことを 証明する 紙>
しゅっしゅうしやうめいしよ う しやうめい かみ

*このほかに 必要なものがあるかもしれません。詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合
インフォメーションセンターに きいて ください。
てつづ かね
手続きに お金は いりません。

◆資格外活動許可

いま もっている 在留資格 以外で お金を もらうことをしたい 場合は、資格外活動許可が 必要で
す。例えば、留学生が アルバイトをする 場合などです。先に 手続きをして ください。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 資格外活動許可申請書
しかくがいかつどうきよかしんせいしよ
- ② 何をするかを 正しく 書いた 紙
なに ただ か かみ
- ③ パスポート または 在留資格証明書
ざいりゅうしかくしゅとくきよかしんせいしよ
- ④ 在留カード または 外国人登録証明書
ざいりゅう がいこくじんとろくしやうめいしよ

てつづ おかね
手続きに お金は いりません。

◆再入国許可

いまの 在留期間の あいだに、日本を 出て、また 日本に もどる 場合は、再入国許可を とって く
ださい。新しく ビザをとる 必要が なくなります。

再入国許可を とって 日本を 出た人は、きまった 日までに 日本へ もどれば、新しく 外国人の
登録をする 必要は ありません。再入国許可は、1回のもので、何回でも つかえるものがあります。

ひつよう
〔必要なもの〕

- ① 再入国許可申請書
さいにゅうこくきよかしんせいしよ
- ② パスポート
- ③ 在留カード、外国人登録証明書か 特別永住者証明書
ざいりゅう がいこくじんとろくしやうめいしよ とくべつえいじゅうしやしやうめいしよ

ねだん:1回のもものは 3,000円、何回でも つかえるものは 6,000円です。(どちらも 収入印紙で はら
って ください)

*みなし再入国許可

有効な パスポートか 在留カードを もっている 外国人が 日本を 出て、1年以内に もどってくる
場合は、ふつう、再入国許可を とる 必要は ありません。(日本を 出るとき、必ず 在留カードを み
せて ください。)

くわ しゅつにゅうこくざいりゅうか ん りきよく がいこくじんざいりゅうしやうめいしよ
詳しいことは、出入国在留管理局か 外国人在留総合インフォメーションセンターに きいて ください。

◇永住<ずっと> 日本に すむの 許可

永住許可は、ほかの 在留資格より とることが むずかしいです。

[必要なこと]

- ① いつもの 生活の 様子が よいこと<わるいことを していない>
- ② 十分な お金がある、または 安定した 仕事があること
- ③ その人の 永住が 日本にとって よいと わかること

日本人、永住者、特別永住者の 配偶者<夫や 妻>か 子の 場合、①か ②に 当てはまる 必要は ありません。難民の 認定を 受けている人の 場合、②に 当てはまる 必要は ありません。注意してください。

*もししこむ人の 在留資格によって 出す 必要なものが ちがいます。出入国在留管理局に きいてください。

<http://www.immi-moj.go.jp/english/tetuduki/kanri/shyorui/05.html>

手続きにかかる お金は 8,000円です。(収入印紙で はらって ください)

■ 税金

日本に 住む人は、国籍に 関係なく、税金を はらう 必要が あります。これは 法律で きまっています。税金には、所得税(国に はらう)、住民税(県や 市町村に はらう)、消費税(買い物などのときに はらう)、自動車税(自動車を もっている人が はらう)などがあります。

◇相談できる ところ

・所得税と 消費税: 近くの 税務署か 東京国税局税務相談室

英語での 相談: 03-3821-9070

月曜日から 金曜日まで (祝日は 休み)

午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

国税庁の ホームページ(英語) <http://www.nta.go.jp/english/index.htm>

・住民税と 軽自動車税: 住んでいる 市区町村の 役所

・自動車税: 千葉県自動車税事務所

千葉県中央区問屋町1-11

電話: 043-243-2721

◇所得税

1年間(1月1日から 12月31日までの あいだ)に かせいだ お金について かかる 税金です。

きゅうよしよとくしゃ かいしゃ きゅうりょう ひと ばあい
給与所得者<会社などから 給料を もらっている人>の 場合:

ふつう、**会社**が 手続きをします。

- ① 毎月の 給料や ボーナスから 税金が ひかれます。(源泉徴収、給与天引き)。
- ② 12月に その年の所得税の 計算をします。(年末調整) お金もどってくる ことがあります。
 *12月に 会社が くわしい 計算をして、つぎの 年の 1月に 「源泉徴収票」を くれます。源泉
 徴収票は、税金を はらったことを 証明する 紙です。在留資格の 更新などでも 必要に なりま
 す。すてないでください。

きゅうりょうい がい かね ひと ばあい じえいぎょう じぶん かいしゃ みせ ひと
**給料以外にも お金を もらっている人の 場合(自営業<自分で 会社や 店を やっている>の人、
 会社で 源泉徴収がない人、2つ以上のところから お金をもらっている人など):**

自分で 税務署に 確定申告<いくら 税金を はらうか 知らせる>をして ください。

確定申告は 毎年 3月15日までに してください。まえの 年の 1月から 12月までの あいだに か
 せいだ お金や 使った お金などから、所得税の ねだんを 計算して、はらってください。

◇所得税の 還付<お金>が かえってくる>

下の 場合に 確定申告をすると、お金がかえってくる ことがあります。病院で はらった お金の
 領収書<お金を はらった 証明>などが 必要です。

- ① まえの 年に、病気や けがを なおすために 病院などで はらった お金が 100,000円より 多く
 なった人。または 所得金額<1年間に かせいだ お金>の 5%より 多くなった人。健康保険や
 生命保険から お金が できたときは、その分を ひいてください。
- ② 地震・台風などの 被害を うけた 人や、お金を ぬすまれた人
- ③ ローンで 家を買った人

*日本に 住所があるか ないか、日本に どれだけの あいだ 住むかによって、税金の ねだんや
 計算が かわります。

くぶん 区分		しよとくぜい かぜいはんい 所得税の 課税範囲 <何の お金に 税金が かかるか>
きよじゅうしゃ 居住者	えいじゅうしゃ 永住者	ぜんぶの 所得
	ひえいじゅうしゃ 非永住者	にほん 日本で かせいだ ぜんぶの 所得(国内源泉所得)と、 がいこく 外国の 所得(国外源泉所得)のうち、日本で もらった お かね 金と 外国から にほん 日本に おくられた お金
ひきよじゅうしゃ 非居住者	ざいりゅうき かん 在留期間が 1年より ひと みじかい人	にほん 日本で 働いて かせいだ お金 (国内源泉所得)

◇住民税<日本に住んでいる人がはらう税金>

1月1日に住んでいる市町村の役所に、市町村民税と県民税を払います。税務署に出した確定申告書などから、役所が税金の値段を計算します。

給与所得者は、6月からつぎの年の5月までの毎月の給料から、この税金がひかれます。

自営業者<自分で会社や店をやっている人>には、役所が6月に納税通知書<税金を払ってくださいという手紙>をおくります。そこにかけられたねだんを、6月、8月、10月、1月の4回にわけてはらってください(市町村によってはらうときはちがうことがあります)。

・外国税額控除について

外国で働いてもらったお金で、その国の税金をはらった場合は、日本ではらう税金がやすくなります。

・租税条約による特例<特別なあつかい>について

日本はいろいろな国と租税条約<税金についてきめたこと>をもっています。両方の国で税金をかけることがないようにするためです。条約がある国の国籍をもっていて、非居住者<日本にいる期間が1年よりみじかい人>は、所得税や住民税の特例があるかもしれません。大学生などの「学生」や日本の滞在期間が「短期」であるなど、きまった条件にあう場合があります。税務署と市町村の役所に「租税条約に関する届出書」を出してください。

◇消費税

お店などでものを買ったり、お金をはらって何かしてもらう、ねだんの10%の税金がかかります。

◇自動車税・軽自動車税

自動車税は、自動車をもっている人がはらう税金です。毎年4月1日にかかります。5月に都道府県から納税通知書<税金を払ってくださいという手紙>がきます。それを使ってはらってください。車を人に売ったりあげたりするときは、すぐに陸運事務所で手続きしてください。そうしないと、税金がかかります。詳しいことは、自動車税事務所にきいてください。

軽自動車税は、バイク(原動機付自転車)や軽自動車(大型・中型のバイクをふくむ)をもっている人にかかる税金です。毎年4月1日にかかります。住んでいるところの役所から納税通知書がきます。それを使ってはらってください。詳しいことは、住んでいる市区町村の役所にきいてください。